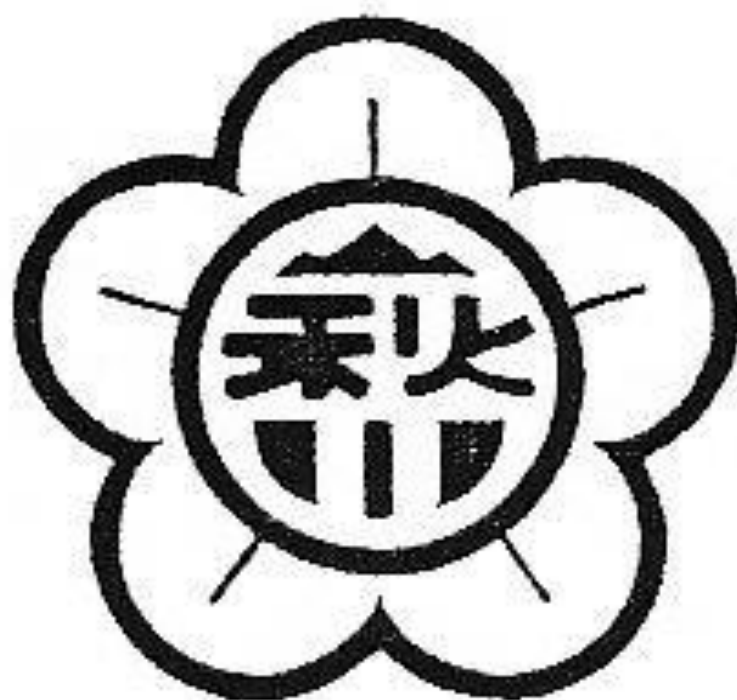


いじめ防止基本方針



令和4年4月改訂
安中市立秋間小学校

目 次

I	いじめ防止基本方針策定の趣旨といじめの定義	1
1	いじめ防止基本方針策定の趣旨	1
2	いじめの定義	1
II	安中市立秋間小学校におけるいじめ防止のための基本方針	1
1	学校基本方針	1
2	いじめ防止のための組織と連携	2
III	具体的な取組	3
	いじめの未然防止	3
1	学習指導の充実	
2	環境づくり	
3	教育課程	
4	児童の主体性の育成	
5	学校・家庭・地域・関係機関等の体制づくりと連携	
	いじめの早期発見	4
1	いじめを発見する手だて	
2	学級内の人間関係の客観的な把握	
3	いじめを訴えることの意義と手段の周知	
4	保護者や地域からの情報提供	
	いじめ解決への対応	5
1	基本的な考え方と取組	
2	問題解決までの過程	
3	重大事態への対応	
	取組の評価・検証	7
IV	いじめ防止に関する年間指導計画	8

I いじめ防止基本方針策定の趣旨といじめの定義

1 いじめ防止基本方針策定の趣旨

いじめは いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならずその生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

本方針はいじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第13条に基づき、安中市立秋間小学校におけるいじめ防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

2 いじめの定義

いじめ防止対策推進法 第2条

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して 当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」に該当するかどうかは、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、いじめられた児童の立場に立って様子をきめ細かく観察し、確認、判断する必要がある。

具体的には、冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、仲間はずれ、無視、暴力、たかり、金品を隠したり壊されたり捨てられたりすること、嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたりさせられたりすること、SNS等での誹謗中傷、個人情報や秘密の公開などがある。（被害児童が気付いていない場合も含む）

また、いじめられた児童の立場からいじめに当たると判断した場合でも、好意から行った行為が意図せず相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合については、学校は、行為を行った児童に悪意はなかったことを十分加味したうえで対応する必要がある。

さらに、これらの「いじめ」の中で犯罪行為として取り扱われるべきことや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる可能性のある行為については、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

II 安中市立秋間小学校におけるいじめ防止のための基本方針

1 学校基本方針

秋間小学校の教職員は、本校の全児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に自由かつ主体的に取り組むことができるよう、いじめ根絶に向けて行動する。

そのために文部科学大臣決定の「いじめ防止等のための基本的な方針」「群馬県いじめ防止基本方針」を参酌し、以下の認識をもって、いじめの未然防止・早期発見・早期対応・早期解消・再発防止に向け、組織的に取り組む。

- (1) いじめはどの学級にも、どの子供にも起こりうるということ。
- (2) いじめは人権侵害であり、「いじめを絶対に許さない学校」をつくること。
- (3) いじめられている児童の立場に立ち、絶対に守り通すこと。
- (4) いじめる児童に対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行うこと。
- (5) 保護者との信頼関係づくり、地域や学校運営協議会、関係機関との連携協力に努めること。

(6) 日頃から、児童、保護者、地域に学校のいじめ防止基本方針の内容の周知を図ること。

また、いじめ根絶のために、教師から児童への指導はもちろん、児童自身がいじめ防止に向けて主体的に行動するよう、いじめ防止年間計画や特別の教科道徳、特別活動の教育課程を工夫する。

2 いじめ防止のための組織と連携

(1) いじめ防止対策委員会

①構成

校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・特活主任・道徳主任・人権主任・教育相談担当・養護教諭・(スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・学校運営協議会委員)

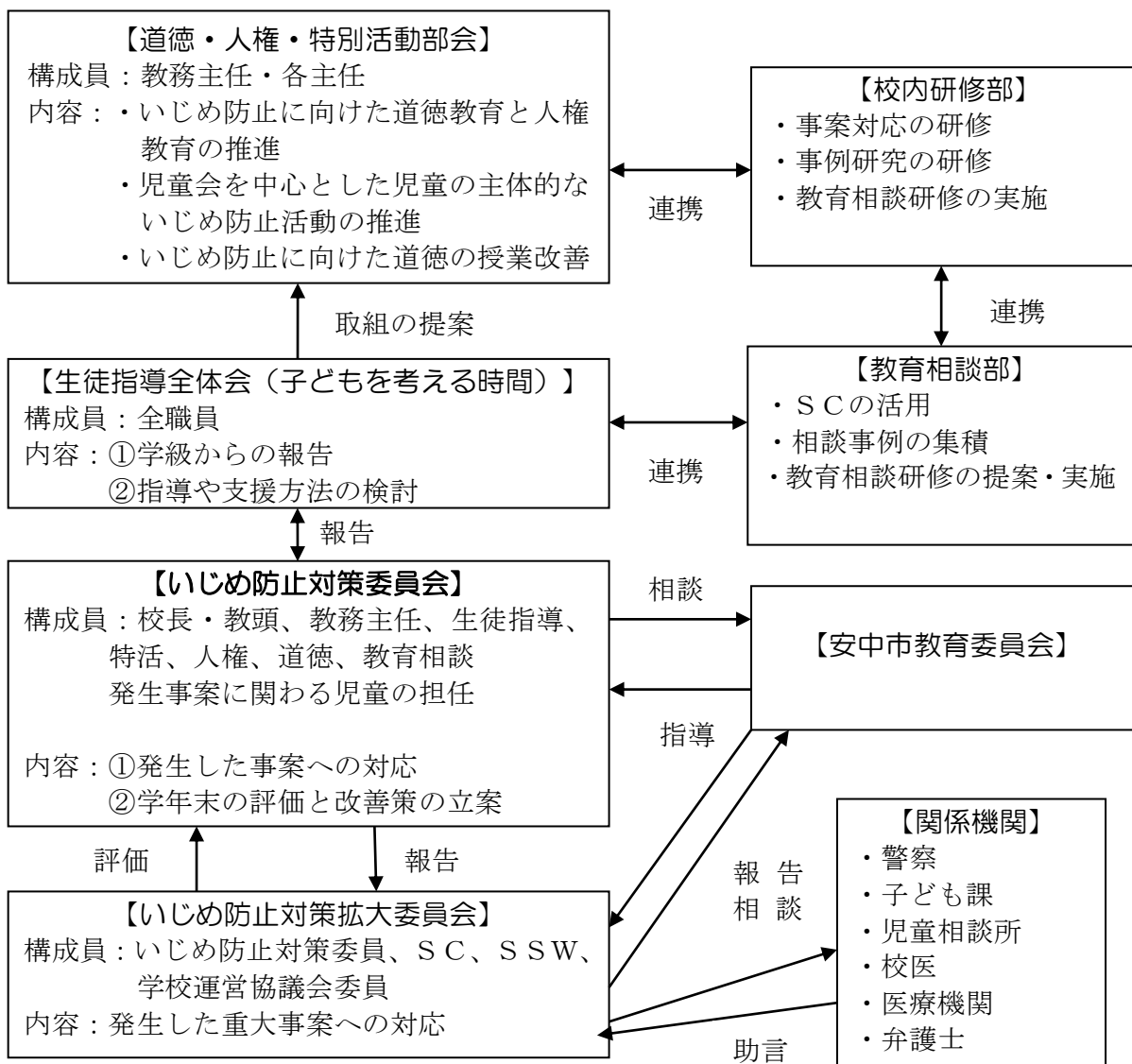
※()は重大事案発生時や取組の評価時等、必要に応じた拡大委員会の委員

※事案の性質上、必要に応じて、市教委指導主事の他、警察心理や福祉の専門家、弁護士、医師などの外部専門家の参加を要請。

②組織の役割

学校基本方針・いじめ防止に関する年間計画に基づき、特定の教職員で問題を抱え込まず、複数の目による状況の見立てを行い、対応すること。

(2) いじめ防止のための組織の連携



Ⅲ 具体的な取組

いじめの未然防止

1 学習指導の充実

- 「わかる授業」「楽しい授業」の実施
- 生徒指導の3つの機能「自己存在感を与える授業」「共感的人間関係を基盤とした授業」「自己決定の場を与える授業」を全教職員で取り組む。
- 学習に遅れがちな児童も活躍できる場を設ける。
- 学習中の失敗や誤答を嘲笑せず、そこから学びを深めていける学習集団づくりを学級経営の要とする。

2 環境づくり

- 子供たちが「安心感」「自己存在感」「満足感」をもてる場所や機会を設け、いじめが発生しにくい環境を作る。（居場所作り）
 - ・児童が所属感を持てる学級経営。
 - ・多様な個性に応じた活躍の場を設定した学校行事の工夫。
- いじめ防止ポスターや標語の作成、掲示。
- 呼名するときは児童も教師も「〇〇さん」と呼ぶことの徹底。
- 児童も教職員も相手の立場や思いを意識した正しい人権感覚をもち、相手を尊重する温かみのある言葉づかいで話す。

3 教育課程

- 人権教育・生徒指導・特別活動・道徳教育の全体計画を関連付け、児童の実態や時代の要請に合わせて常に見直し、改善することで、いじめ0の学校を目指す。
- 常時指導を基盤に、道徳の授業、学校行事など、学校の教育活動全体で道徳教育を行い、児童たちの道徳性をはぐくむ。
- 道徳教育の重点目標・努力点の一つにいじめ防止を設定する。
- 道徳の時間を通して、善悪の判断、親切・思いやり、相互理解・寛容、公正・公平、生命の尊さなどいじめ防止につながる道徳的価値について考えが深まるよう、児童自身の意識改革につながるような授業を工夫する。
- 人権強調月間を年に1回以上設定し、校長による全校道徳、児童会による人権集会を通して、集中的に自分と「いじめ」について振り返り、防止に向けて主体的に考え、自校のいじめ防止宣言を決定して全校的にいじめ防止に取り組む。
- 情報モラル教育を位置づけ、携帯電話、スマートフォン、SNS、ゲーム機、PC等については、情報モラル講演会を設けたり警察等からのリーフレットを活用したりして、その利便性と危険性の両面を知らせていく。

4 児童の主体性の育成

- いじめ防止5つの約束
 - 1, いじめをしない
 - 2, いじめをさせない
 - 3, いじめをみのがさない
 - 4, いじめをゆるさない
 - 5, いじめにまけないを合い言葉に児童たちに行動させる。
- 学級活動では、いじめの未然防止や解決方法などを話し合い、学級のルールをつくり、一人一人ができることを考え、いじめ防止に主体的かつ具体的に取り組むようにする。
- 縦割り班活動を通して、学年を越え、多くの友達と関わる喜びを感じながらいじめに向かわない児童を育成する。

- 学校行事・クラブ活動・委員会活動では、役割分担の必要性や異年齢集団のよさを感じさせ、よりよい人間関係を築くようにする。
- 5 学校・家庭・地域・関係機関等の体制づくりと連携
 - いじめ防止等にむけて、生徒指導委員会全体会（子供を考える時間）・いじめ防止対策委員会を活用しながら組織的に取り組む。
 - 生徒指導部・教育相談部・校内研修部が連携し、スクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）をいじめ防止研修の講師や児童の実態に関する情報収集に活用する。
 - 学校だよりや道徳だより、HPを利用して学校の取組や児童の様子を積極的に発信し、保護者や地域のいじめ防止意識も高める。
 - いじめ防止対策委員会を中心に、秋間小学校運営協議会等、地域との情報交換を心がけ、児童のいじめに関わる情報をキャッチできる態勢を整える。
 - 保護者会や学級だよりを通して、学校はいつでも気軽に見学できることや些細なことでも相談できる場であることを周知しておく。（但し、コロナ禍に於いては、感染レベルによる行動基準を守る）
 - スクールサポーターや養護教諭を介して警察・校医等と日頃から情報交換しておく。
 - 幼稚園、保育園、中学校と連携し、児童の生活の様子、家庭環境、生育歴等の情報を交換し、スムーズな入学・進学の一助とする。
 - 学校HPに本方針を掲載する。

いじめの早期発見

- 1 いじめを発見する手だて
 - (1) 教師と児童との日常の交流を通じた発見
 - チャンス相談、休み時間、給食、昼休み、放課後等
 - (2) 複数の教員の目による発見
 - 「子どもを考える時間」の確保による情報共有
 - 児童たちが普段行かない場所へもこまめに校内巡回を行う。
 - (3) アンケート調査
 - 年間 12 回毎月「生活アンケート」を行うほか、前後期 2 回の学校評価の中にも「いじめ」の項目を設けて評価する。
 - (4) 教育相談を通じた把握
 - 4 月と 11 月に教育相談を行い、保護者と面談する。
 - スクールカウンセラーによる教育相談、助言。
- 2 学級内の人間関係の客観的な把握
 - 教師間の情報交換、「C & S」の結果を活用した教育相談、改善へのアドバイス
- 3 いじめを訴えることの意義と手段の周知
 - 「SOS の出し方教育」を学級活動年間指導計画に位置づける。
 - 学校へのいじめの訴えや相談方法を家庭や地域に知らせておく。
 - SC や関係機関に相談できることを周知する（連絡先リーフレットや相談カードの配付）。
- 4 保護者や地域からの情報提供
 - 日頃らいじめに対する秋間小の考え方や取組を保護者や地域に周知し、共通認識をした上で、いじめの早期発見に協力をお願いする。連絡ノート等担任からの些細な情報も見逃さず、しっかり対応する。
 - 保護者が児童の変化を読み取れるよう「チェックポイント」やいじめを発見した際の学校への連絡方法も知らせておく。

いじめ解決への対応

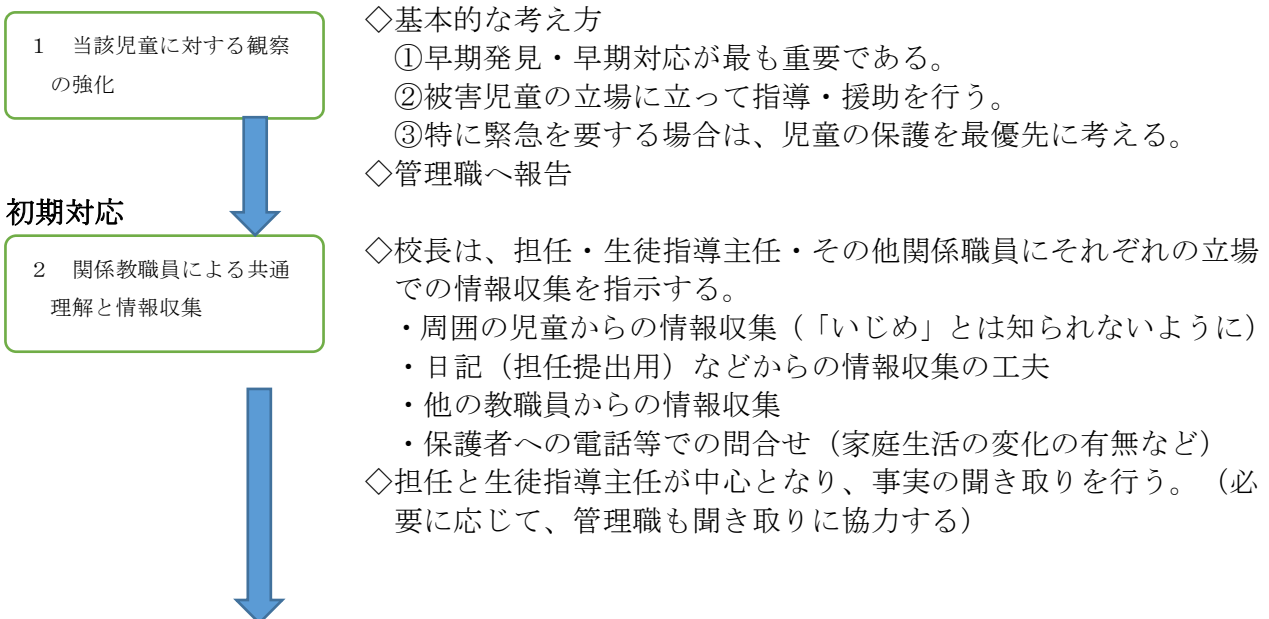
1 基本的な考え方と取組

- いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの児童にも起こりうることであり、認識のもと、職員で情報を共有し複数（組織）で対応していく。
- 疑惑や発覚と同時に、いじめ防止対策委員会を招集し、迅速に対応する。
- 重大事案発覚の場合は、安中市教育委員会に相談し、指示を仰ぎながら、いじめ防止対策拡大委員会を招集し、必要に応じて各種関係機関と連携して、加害行為を止め、被害児童の保護と心のケアを行う。
- 複数名で事実の聞き取りを確実にを行う。
- 校長は、聞き取り等によって集めた事実情報をもとに、加害・被害児童やその保護者に、説明責任を果たす。
- 被害児童やその保護者に寄り添い、誠意ある対応を行う。
- 保護者と連携して解消への手立てをとる。
- 校長は、いじめを行っている児童に対して、教育上必要と認めるときには、出席停止制度を適切に運用していく。また、行為の善悪をしっかりと理解させ、反省・謝罪をさせる。
- 謝罪をもっていじめ解消とせず、いじめにかかる行為が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3ヶ月間）継続し、被害者がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められた場合に解消とする。また、いじめが解消した後も、児童を観察し、保護者と継続的な連絡を行う。
- いじめ加害児童について、成長支援の観点からしっかりと指導を行う。

2 問題解決までの過程

いじめ 問題解決までの過程

- 具体例
- ① ある児童が休み時間等に孤立しているように見えたので、どうしたのか尋ねたところ、「みんなから仲間はずれにされている」と訴えてきた。
 - ② 児童の保護者から「子どもがいじめられて困っている」と申し出があった。
 - ③ 他の教師から「〇〇さんがいじめられているとの情報がある」と連絡があった。
 - ④ 自殺をほのめかす行動や行為、言動が見られた。



会議

3 いじめ対策委員会等の開催と対応方針等の決定

- ◇いじめ防止対策委員会の招集
- ◇いじめ防止対策委員会で必要となる資料の項目例

- ①被害児童の氏名（年組）
- ②加害児童の氏名（年組）…複数の場合は全員
- ③いじめの状況（日時、場所、人数、いじめの態様や集団の構造等）
- ④いじめの動機や背景（状況から推測される場合も含む）
- ⑤被害児童と加害児童の言動や特徴
- ⑥保護者や教職員が有する情報
- ⑦周囲の児童の状況等

- ◇対応策検討上の留意点
 - ・多角的にいじめの原因や対応の在り方等について検討する。
 - ・全校を挙げて分掌組織を機能させながら取り組む。
 - ・調査や指導・援助等はチームを組んで組織的に対応する。
- *対応策決定までに調査や事実関係の把握を繰り返す必要がある場合には、状況に応じて会議を数回開催する。

具体策

4 方針に沿った指導・援助の実施

- ◇被害児童の保護者への説明と協力依頼
 - ・家庭訪問または、被害児童と保護者の来校によりいじめの概要を説明し、学校の誠意を示す。
 - ・解決に向けた学校の対応方針等への理解を得て、協力を依頼する。
- ◇被害児童に対して
 - ・被害児童の側に立つ（本人を守る姿勢を示す）。
 - ・親身になって話を聴く（批判的・評価的な態度は見せない）。
 - ・今後の対応の在り方を本人と相談しながら決めていく。
- ◇加害児童に対して
 - ・いじめの事実を確かめ、いじめの意識の有無を確認する。
 - ・意識的にいじめている場合にはその非を指摘し、納得させる。
 - ・意識がない場合にはいじめられている側のつらさを教える。
- ◇周囲の児童に対して
 - ・いじめの不当性を指摘し、いじめを止めさせたり教師に伝えたりすることは正義に基づいた勇気ある行為であることを理解させる。
 - ・いじめていた児童への二次的ないじめが起きないように指導する。
- ◇加害児童の保護者に、事実と指導の内容について報告し、再発防止の指導・協力をお願いする。

事後

5 事後指導と保護者との連携

- ◇事後指導
 - ・被害児童及び加害児童の継続的観察
- ◇保護者との連携
 - ・双方の家庭への観察の継続と様子に変化した場合の学校への連絡依頼
- ◇出席停止の検討
 - ・上記の対応を進めたにもかかわらず、執拗ないじめを繰り返すなど学校の指導の限界を超える場合には、教育委員会との相談を踏まえて、出席停止の措置を検討する。

3 重大事態への対応

- 重大事態が発生した場合には、関係した児童たちばかりでなく、学校全体の児童たちや保護者、地域の不安や動揺、風評への対応が必要となる。
- 学校だけでは対応せず、必ず教育委員会と密接に連絡を取りながら、いじめ防止対策拡大委員会を招集し、迅速で適切な方法で対応する。必要に応じて県が設置しているサポートチーム（「いじめ問題対策チーム」）の活用を図る。
- 児童たちや保護者への心のケアに努めるとともに、落ち着いた学校生活を取り戻すため、一貫した情報発信を行う。その際、個人のプライバシーに十分配慮する。
- 必要に応じ、SCやSSW等を活用によるケアを行う。
- 児童相談所等の福祉機関や医療機関と連携をとり、法に基づいた調査と報告を行う。

取組の評価・検証

- 学校評価の項目に、いじめ防止への取組の項目を作り、適正に評価していく。
- 2月末の学校運営協議会の中で、学校評価をもとに評価を行い、改善策を立てる。
- 学校だよりやHPに「いじめ防止基本方針」を掲載し、保護者や地域に情報発信と啓発活動を行う。

IV いじめ防止に関する年間計画

*いじめの未然防止に関わること…Ⅰ

*いじめの早期発見に関わること…Ⅱ

*いじめの早期対応に関わること…Ⅲ

*いじめ防止に関する家庭，地域，関係機関等との連携に関すること…Ⅳ

月	具体的な取組	取組上の留意点
4月	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ防止等のための組織の設置（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ） ○子どもを考える時間（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ） ○生活アンケート（Ⅱ・Ⅲ） ○いじめ防止ポスターの掲示・活用（Ⅰ） ○いじめ防止に関する年間計画の共通理解（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ） ○保護者・地域への「学校基本方針」の周知（Ⅳ） ○ミニ校内研修 「いじめ防止とSOSの出し方対策」（Ⅰ） ○学年間の情報交換，指導の引き継ぎ（Ⅰ） ○生活ルールの確認と 学級のルールづくり及び人間関係づくり（Ⅰ） ○縦割り清掃班活動による人間関係づくりと環境美化（Ⅰ） 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止対策拡大委員と全ての教職員が学校のいじめ防止基本方針を共通理解する。 ・保護者や地域の方にもいじめ防止等の取組について理解してもらえるように保護者会や学校だより，Webページ等で周知に努力する。
5月	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもを考える時間（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ） ○生活アンケート（Ⅱ・Ⅲ） ○「いじめ防止強化月間」「あかるいあいさつ強調月間」 児童会による主体的な活動の実施（Ⅰ） ○アンケート結果を元にした教育相談の実施（担任・SC） （Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ） ○学校行事（修学旅行，妙義宿泊体験学習等）を 通した人間関係づくり（Ⅰ） 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談を行い，SCと連携を取る。
6月	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもを考える時間（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ） ○生活アンケート（Ⅱ・Ⅲ） ○アンケート結果を元にした教育相談の実施（担任・SC） （Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ） ○学級状況調査（C&S）の実施と考察（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ） ○縦割り班活動（レクリエーション）の実施（Ⅰ） 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童会が中心となり，朝行事等を活用して，異学年交流を行う。 ・子供たちの活躍を，学校だより等で紹介する。
7月	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもを考える時間（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ） ○生活アンケート（Ⅱ・Ⅲ） ○アンケート結果を元にした教育相談の実施（担任・SC） （Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ） ○前期学校評価の実施（Ⅳ） ○第1回いじめ防止対策委員会（Ⅳ） 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校評価を行い，教職員の取組の振り返りや保護者や児童たちの意識，地域からの評価の集計を行う。
8月	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもを考える時間（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ） ○生活アンケート（Ⅱ・Ⅲ） ○アンケート結果を元にした教育相談の実施（担任・SC） （Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ） ○学校基本方針の見直しと12月までの取組についての検討 （Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ） ○いじめ防止ポスターの作成（Ⅰ） 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校評価の結果を元に取組全体の見直しや今後の取組について検討し，夏休み以降の計画を修正する。
9月	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもを考える時間（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ） ○生活アンケート（Ⅱ・Ⅲ） ○アンケート結果を元にした教育相談の実施（担任・SC） （Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ） 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童たちの実態把握を行い，いじめ防止や早期発見に役立つ。

	○学校行事（秋間小スポーツDAY等）を通じた人間関係づくり（Ⅰ）	
10月	○子どもを考える時間（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ） ○生活アンケート（Ⅱ・Ⅲ） ○アンケート結果を元にした教育相談の実施（担任・SC）（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ） ○学校行事（修学旅行等）を通じた人間関係づくり（Ⅰ） ○校内いじめ防止対策拡大委員会で今年度のいじめ防止の取組を説明・意見交換	・各学校行事を通して自己肯定感、自己有用感を高める。
11月	○子どもを考える時間（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ） ○生活アンケート（Ⅱ・Ⅲ） ○アンケート結果を元にした教育相談の実施（担任・SC）（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ） ○学級状況調査（C&S）の実施と考察（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ）	・2回目の学級状況踏査で1回目と比べた学級の雰囲気や自己肯定感等を把握し学級経営や指導に活かす。
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>〈 人権強調月間 〉</p> <p>人権講話、各委員会の取組、人権作文、人権ポスター、道徳の時間の充実 人権標語、人権カルタ、人権DVDの視聴</p> </div>		
12月	○子どもを考える時間（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ） ○生活アンケート（Ⅱ・Ⅲ） ○アンケート結果を元にした教育相談の実施（担任・SC）（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ） ○後期学校評価の実施（Ⅳ） ○「いじめ防止強化月間」「まもろういのち強調月間」児童会による主体的な活動の実施（Ⅰ） ○第2回いじめ防止対策委員会（Ⅳ）	・いじめ防止活動と人権学習を組み合わせ、児童たちの人権意識をより高める。 ・学校評価の結果を基に取組全体の見通しや今後の取組について検討し、冬休み以降の計画を修正する。
1月	○子どもを考える時間（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ） ○生活アンケート（Ⅱ・Ⅲ） ○アンケート結果を元にした教育相談の実施（担任・SC）（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ） ○学級状況調査（C&S）の考察、改善への取組（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ） ○いじめ防止子ども会議参加（Ⅰ・Ⅳ）	・児童たちの実態把握を行いいじめ防止や早期発見に役立てる。 ・これまでの取組について情報共有し、子ども会議で発表する。
2月	○子どもを考える時間（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ） ○生活アンケート（Ⅱ・Ⅲ） ○アンケート結果を元にした教育相談の実施（担任・SC）（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ） ○「きれいな秋小強調月間」児童会による主体的な活動の実施（Ⅰ） ○情報モラル講習会・命を育む講座等の実施（Ⅰ） ○縦割り班活動（長縄跳び）の実施（Ⅰ）	・「いじめ防止子ども会議」の発表の内容を全校児童に知らせる。
3月	○子どもを考える時間（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ） ○生活アンケート（Ⅱ・Ⅲ） ○アンケート結果を元にした教育相談の実施（担任・SC）（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ） ○児童会によるいじめ防止活動の振り返り（Ⅰ） ○第3回いじめ防止対策委員会（Ⅳ） （学校基本方針の見直しと来年度に向けての検討）	・今年度の活動が「いじめ防止に有効であったか」等を振り返り、次年度に向けての取組に行かせるようにする。（学校運営協議会の評価も参考に）

